

# 不審な訪問者に注意を！

最近、全国各地で、闇バイトに応募したとみられる者による強盗事件等が発生しています。

同様の犯行を繰り返すグループは、愛知県にも来ていることがうかがわれます。

春日井市でも、建設業者を名乗り、「近くで屋根の修理をしています。お宅の屋根もずれている。」等と話しかける不審な訪問者の情報が警察に寄せられています。

まもなく年末年始を迎え、例年、この時季は空き巣などが多発します。被害に遭わないためにも防犯対策を強化しましょう！



## 防犯対策！！

- 外出時や在宅時でも、必ず施錠をしましょう！
- 窓には、補助錠や防犯フィルムを貼るなどの防犯対策をしましょう！
- 自宅には必要以外の現金や貴重品を置かないようにしましょう！
- できるだけ複数の防犯対策で、被害に遭いにくい環境を作りましょう！



條  
木  
交  
番  
だ  
よ  
り

春日井警察署  
0568-56-0110  
令和6年12月号  
作成者 内藤

## 自転車の酒気帯び・スマホ使用に罰則が新設！！

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から、自転車の酒気帯び運転や携帯電話使用等が新たに罰則の対象となります。



### 酒気帯び運転

- 違反者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！
- 自転車の提供者や酒類の提供者、同乗者にも罰則があります！



### 携帯電話使用等

- 違反者は最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金！

## 重大事故を防ぐため、交通ルールを守りましょう！！

身近な犯罪情報、不審者情報はメールマガジン「アイチポリス」からタイムリーに発信します。

登録はこちらから →→→



iOS端末  
(iPhone等)

Android端末